

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人一宮法人会（以下「本会」という。）の定款第7条第1項の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 本会の会費年額は「別表」のとおりとする。

- 2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを減免することができる。

(会費の用途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の10%以上を公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は年1回とし、請求後3カ月以内に納入しなければならない。

- 2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から、年額を自動引落としにより納入する。
- 3 前項の自動引落しを希望しない場合、金融機関を利用して振り込むものとする

(中途入会の会費)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、徴収しない。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第10条第1号に該当すると判断した場合、1カ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

別表

定款第7条第1項に定める会費

1 正会員

(1) 資本金額（出資金額）	100万円以下の法人	年額 2,000円
(2) 同	500万円以下の法人	年額 3,000円
(3) 同	1,000万円以下の法人	年額 5,000円
(4) 同	3,000万円以下の法人	年額 10,000円
(5) 同	5,000万円以下の法人	年額 15,000円
(6) 同	1億円以下の法人	年額 20,000円
(7) 同	1億円超の法人	年額 30,000円
(8) 一宮税務署管内に本店を有する正会員の子会社		年額 2,000円
(9) 一宮税務署管内に本店を有しない法人の支店等のうち1支店		
	(1) から (7) までの区分による	
(10) 資本金・出資金のない法人		年額 2,000円

2 特別会員

正会員以外の法人（支店等を含む）	年額 2,000円
------------------	-----------

附則（平成27年4月1日）

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

附則（平成27年5月22日）

- 1 この規定は平成27年5月22日から施行する。

附則（令和元年5月21日）

- 1 この規定は令和元年5月21日から施行する。